

次のとおり対象講座の指定を申請します。

				①申請年月日	令和 年 月 日
フリガナ				生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生(歳)
②氏名 (申請者)					
フリガナ				生年月日	平成・令和 年 月 日生(歳)
③子の氏名 (受講者が子の 場合)					
④住 所	(-)				電話 () —
⑤受講施設の 名称			⑥講座名称	☐ 通信制 ☐ 通学・通学通信併	
⑦受講科目	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10
⑧試験を免除 できる科目					
⑨受講予定期間	令和 年 月 日(受講開始日)～令和 年 月 日				
⑩所要費用 (予定)	入学料		円		
	受講料		円	合計額	円
⑪過去の受給 の有無	過去に当該事業を活用したことが ある・ない				
添付書類確認欄	☐ 事前相談票 ☐ 調査同意書 ☐ 利用連絡票(生活保護受給者のみ) ☐ 児童扶養手当証書の写し ☐ 戸籍 ☐ 世帯全員の住民票 ☐ 受講内容、受講費用及び受講日程の記載されている書類				

- 1 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の8割相当額（受講方法が通学制及び通学・通信併用制は40万円を限度。通信制の場合は20万円を限度）です。受講終了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の9割相当額から受講開始時給付金を差し引いた額（受講方法が通学制及び通学・通信併用制は45万円を限度。通信制の場合は22万5千円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の1割相当額（受講方法が通学制及び通学・通信併用制は受講開始時給付金・受講終了時給付金と併せて50万円を限度。通信制の場合は25万円を限度）です。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日（予定）や所要費用（予定）については、受講施設に確認した内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要経費については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に受講施設から証明された金額に基づき支給額を算定します。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、又は受講の途中でやめた場合はその旨を報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて支給申請書に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。